

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年8月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500029号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500010号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成22年8月4日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成22年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年7月25日
② 平成21年12月25日
③ 平成22年8月

請求期間①から③までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者記録のうち、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から③までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、事業主から提出された請求者に係る「年間賃金台帳(項目別)」(写)、給与担当者の陳述、同僚の回答並びに同僚から提出された「上期賞与明細書」(写)及び預金通帳(写)により、請求者は、当該期間において、A社から標準賞与額3万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③の賞与支払年月日については、上記の資料、陳述及び回答から、平成22年

8月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の平成22年8月4日に係る賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①及び②について、事業主から請求者の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得られない上、請求者は、当該期間に係る賞与明細書等を所持していないことから、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。